

健やかで安心して元気に暮らせるまち

設楽町高齢者福祉計画

令和6年度～令和8年度

概要版

令和6年3月

◆ 背景

- 設楽町の高齢化率は、今後やや上昇し、団塊の世代（1947～1949年に生まれた世代）が75歳以上となる令和7（2025）年に52.7%、団塊ジュニアの世代（1971～1974年に生まれた世代）が65歳以上となる令和22（2040）年には52.8%と予測されています。
- 特に、75歳以上の後期高齢者は、令和7（2025）年に34.3%、令和22（2040）年には37.6%に上昇するとされ、これに伴い、今後、要介護・要支援認定率の上昇、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加などが見込まれます。
- こうした高齢化の急速な進展に伴うさまざまな課題に対応し、高齢者施策の一層の推進を図るため、各自治体において、「介護保険事業計画」を策定し、介護保険を運営するとともに、これと一体的に「老人福祉計画」を策定し、老人福祉事業等の提供等に努めています。
- このうち、「介護保険事業計画」に関しては、「東三河はひとつ」を合言葉に7市町村とともに、東三河広域連合を設立し、平成30（2018）年4月から、当地域における介護保険の運営を開始したため、広域連合が策定しています。
- そのため、広域連合の構成市町村においては、広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちつつ、「老人福祉計画」を策定しています。

◆ 位置づけ

- この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画として、広域連合が策定する「介護保険事業計画」と一体性を持ちつつ、本町における老人福祉事業等の量や確保策などを示す計画です。
※広域連合が策定する「介護保険事業計画」に示される地域支援事業等については、広域連合の構成市町村によって状況が異なり、各市町村の主導により実施する事業等を含むことから、この計画ではこれらの事業等についても含むものとします。
- この計画は、本町における上位計画である総合計画をはじめ、障害福祉計画や健康増進計画、地域防災計画などの関連計画と連携を図りつつ、策定、推進するものです。

◆ 期間

- 東三河広域連合が策定する「第9期介護保険事業計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。そのため、この計画の期間も、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

◆ 日常生活圏域の設定

- 日常生活圏域は、人口や地理的条件、住民の生活形態、地域づくりの活動単位を総合的に勘案して定める圏域であり、「地域包括ケアシステム」を構築する基礎単位となります。
- 引き続き、本町全域を1圏域として設定し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることとします。

2 基本理念

- 高齢化の進展に対応するためには、これまでの「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者のみならず、誰もが生きがいを持ちながら、安心して元気に暮らせるまちをともに作り、支え合っていく必要があります。
- したがって、この計画においても、これまでの基本理念を継承し、健やかで安心して元気に暮らせるまちの実現をめざします。

健やかで安心して元気に暮らせるまち

3 基本目標と施策・事業展開

基本目標Ⅰ 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも健康で自立した暮らしをおくることができるよう、健康づくりやフレイル対策などの介護予防活動を推進するとともに、高齢者一人ひとりの状態に応じた多様なサービスが提供されるよう、自立支援活動の推進に取り組みます。また、高齢者が、これまでの知識、経験、技術などを生かし、生きがいを感じられる充実した暮らしをおくことができるよう、高齢者が様々な活動等に参加しやすい環境づくりを推進することにより、地域における支え合いを促進します。

施策1 健康づくり・介護予防活動の推進

【主な事業等】

| | |
|-----------------------|------------------|
| ◇ 各種健康づくり教室 | ◇ 介護予防把握事業 |
| ◇ 特定健診・特定保健指導 | ◇ 介護予防活動の推進 |
| ◇ 後期高齢者健診 | ◇ 介護予防活動団体情報交換会 |
| ◇ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | ◇ 介護予防活動団体への講師派遣 |
| | など |

施策2 自立支援活動の推進

【主な事業等】

| | |
|--------------|-------------------|
| ◇ 生活支援体制整備事業 | ◇ 介護予防・生活支援サービス事業 |
| ◇ 地域ケア会議等の開催 | |

施策3 生きがいづくり活動の促進

【主な事業等】

| | |
|------------------|-----------------|
| ◇ シルバー人材センターへの支援 | ◇ 地域づくり活動への参加促進 |
| ◇ 老人クラブ等への支援 | など |

基本目標Ⅱ 住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるまちづくり

高齢者が、介護が必要になっても、認知症になっても、できる限り住み慣れた場所で本人の意思が尊重された生活をおくることができ、介護する家族も安心、安定した日常生活をおくることができるよう、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

施策4 在宅医療・介護連携の推進

【主な事業等】

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 | ◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 |
| ◇ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | ◇ 医療・介護関係者の多職種研修 など |

施策5 認知症施策の推進

※「設楽町認知症施策推進計画」

【主な事業等】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◇ 認知症ケアパスの活用 | ◇ 介護予防活動団体等への支援 |
| ◇ 認知症初期集中支援推進事業 | ◇ 認知症サポーター養成講座 |
| ◇ 認知症地域支援推進員の配置 | ◇ 認知症カフェへの支援 |

施策6 安心生活支援の推進

【主な事業等】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ◇ 家庭介護者養成研修の開催 | ◇ 配食サービスの充実 |
| ◇ 在宅老人短期介護事業 | ◇ 高齢者等ふれあいゴミ収集事業 |
| ◇ ホームヘルパー派遣事業 | ◇ 緊急通報システム等設置利用助成事業 |
| ◇ 紙おむつ等支給事業 | ◇ 福祉移送サービス事業 |
| ◇ 養護老人ホーム宝泉寮の措置 | ◇ 避難行動要支援者対策 |
| ◇ 生活短期宿泊事業 | ◇ 成年後見制度利用支援事業 など |

基本目標Ⅲ 安心して介護サービスを利用できる地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを円滑に利用できる体制づくりに向け、本人やその家族の意思が尊重された相談支援の充実に取り組むとともに、東三河広域連合と連携し、介護サービス基盤の充実を図ります。

施策7 介護保険事業との連携の推進

【主な事業等】

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ◇ 高齢者相談センター事業 (地域包括支援センター事業) | ◇ 包括的・継続的マネジメント支援事業 |
| ◇ 介護予防ケアマネジメント事業 | ◇ 重層的支援の推進 |
| ◇ 総合相談事業 | ◇ 現任介護職員研修の開催 |
| ◇ 権利擁護事業 | ◇ 介護職員資格取得の支援 |
| | ◇ 東三河広域連合との連携強化 など |